

## 一般社団法人日本臨床発達心理士会 理事会組織運営細則

### (目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本臨床発達心理士会(以下、本法人)の理事会の組織運営について詳細を定めるものである。

### (理事の構成)

第2条 理事は、17名から23名とする。

2 理事の最大人数は、理事会の決議により変更することができる。

3 理事の選任に当たっては、社員である理事の人数が社員総数の1/3を超えないようにする。

### (理事会の構成)

第3条 理事会は、代表理事、専務理事、常務理事を置く。

2 代表理事、専務理事ならびに常務理事をもって執行部会を構成し、会務の執行にあたる。

3 執行部は別に運営内規に定めるように職務を分担して会務を執行する。

### (代表理事と選出方法)

第4条 代表理事は3名以内とし、うち一人を理事長、他を副理事長とする。

2 理事長並びに副理事長は、理事会の互選とする。

3 理事長は本会を代表し、本会の運営全体に責任を持つ。

4 副理事長は理事長が事故あるときにその代行を務める。

### (専務理事)

第5条 専務理事は1名とし、理事長の指名により選任する。

2 専務理事は、会務を執行するとともに、事務局を監督し、事務局業務ならびに支部活動を統括する。

### (常務理事)

第6条 常務理事は6名以内とし、理事長の指名により選任する。

2 常務理事は会務を分担執行する。

3 常務理事は、担当に関わる情報収集や執行部に対する提案を行う。

### (委員会の設置等)

第7条 理事会は、必要に応じて委員会の設置、改廃ならびに再編をすることができる。

### (委員会等の構成)

第8条 理事会は、次の各号に掲げる委員会と機関を設置する。

一 研修委員会

二 倫理委員会

三 職能職域委員会

- 四 全国大会運営委員会
- 五 臨床発達心理実践研究編集委員会
- 六 危機支援委員会
- 七 災害支援委員会
- 八 広報委員会
- 九 スーパービジョン運営委員会
- 十 活動検討委員会
- 十一 会計委員会
- 十二 役員組織委員会
- 十三 事務局

- 2 各委員会の委員長は業務について適宜担当の執行部と連携を取る。
- 3 委員会は、会員から委員を選出して業務にあたる。委員長は理事である必要はない。
- 4 委員及び委員長は、各委員会の意見を聞いて理事会が選任する。
- 5 前項に拘わらず、活動検討委員会・会計委員会・役員組織委員会は理事によって構成する。理事はこの内どれか一つ以上の委員会に属する。
- 6 事務局の業務の一部または全部を、外部に委託することができる。

#### (活動検討委員会)

第9条 若干名の理事で構成し、本法人全体の活動を俯瞰し、より望ましい活動・運営のあり方について検討し、提言をまとめる。

- 2 年1回以上の会合を持ち、その結果を直近の理事会に報告する。

#### (会計委員会)

第10条 若干名の理事で構成し、本法人のすべての財政活動を俯瞰し、より望ましい財政のあり方について検討し、提言をまとめる。

- 2 年1回以上の会合を持ち、その結果を直近の理事会に報告する。

#### (役員組織委員会)

第11条 若干名の理事で構成し、次期ならびに将来の役員について、その育成と配置についての検討を行い、提言をまとめる。

- 2 年1回以上の会合を持ち、その結果を直近の理事会に報告する。

#### (改廃)

第12条 本細則の改廃は理事会の決議による。

#### (附則)

本規程は 2023年2月1日より効力を発する  
2023年5月19日 一部改訂

2023 年 6 月 25 日	一部改訂
2023 年 10 月 15 日	一部改訂
2025 年 6 月 22 日	一部改訂
2025 年 2 月 21 日	一部改訂